

平成18年9月15日
防 衛 庁

「防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部を改正する政令案」
及び「防衛庁と民間企業との間の交流基準に関する政令の一部を改正する政令
案」に対する意見募集の結果等について

「防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部を改正する政令案」及び「防
衛庁と民間企業との間の交流基準に関する政令の一部を改正する政令案」につきましては、
平成18年8月4日から同年9月2日までの間、御意見を募集したところ、1通（1件）
の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当庁の考え方につきましては、別紙のとおり取
りまとめましたので御報告いたします。

なお、今回意見募集した案件の命令等の題名は、意見募集時には、

「防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部を改正する政令」

「防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令の一部を改正する政令」

としていましたが、いずれの政令改正も、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の
一部を改正する法律（平成18年法律第79号）の施行に伴い、必要となる規定の整備を
行うものであるとの理由から、及び をまとめた政令形式として、「国と民間企業との
間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政
令」と題名変更し、平成18年9月15日に公布致しました（別添参照。）

今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

問い合わせ先

住所：〒162 - 8801
東京都新宿区市谷本村町5 - 1
防衛庁人事教育局人事制度課

電話番号：(代表) 03 - 3268 - 3111 内線20713
FAX：03 - 5229 - 2137

「防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部を改正する政令案」及び「防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令の一部を改正する政令案」に対する御意見と当庁の考え方について

No.	御 意 見	当庁の考え方
1	人事交流については政府閣僚等が一方的に日本国家のあり方について、その文化や歴史背景を元に独自のスタイルを確立したものではなく、単に欧米諸国の表面的知識を元に発想した事案について押し付けたものであります。 本来、防衛庁が行う業務については、その特殊性から民間が安易に交流できるような内容ではなく、民間的発想の導入が困難な組織であると考えます。 そのような中、過去人事交流を導入し、成功した実績がある部分については、部分的に外部委託が可能な部署であり、その事で国家予算における防衛費の抑制も実現できるものだと考えます。 しかしながら、外部委託を実施しないのであるとすれば、そこには表面的には公表できない問題が包含されているものであると考えられ、国防上の秘密保持等を考慮すれば当然ながら身分上の整理が必要になると考えられるものであります。 以上の理由により、改正案は不要と考えます。	今回、意見を募集したのは、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律（平成１８年法律第７９号）の公布に伴い、交流採用（民間企業から国の職員への採用）に関し民間企業の雇用関係（地位のみ）を継続したまま国の職員として採用できる仕組みが新たに加わったことから、「防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令」及び「防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令」の一部を改正し、かかる雇用継続型交流採用の実施に際し必要となる事項を加えることをその内容とするものです。 頂戴した御意見は、防衛庁を「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」の対象外とすべきである旨の内容、すなわち「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」そのものの改正意見であると理解しましたが、今回の意見募集は、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」の改正に対するものではなく、あくまでも上述した政令改正に関するものであることから、ご指摘を反映することはできません。 なお、防衛庁と民間企業との間での人事交流に当たっては、交流採用者、交流派遣者とも自衛隊員としての身分を有することとなり、自衛隊法に規定する守秘義務及びこれに反した場合の罰則が課せられることとなり、また、自衛官は、任務の特殊性に鑑み交流採用の対象外となっております。